

後期学生大会で提議した案の変更点

文責 島田 能孝

①「徴収・支出」および「団体支援・管理」に関して

後期学生大会では会員を 2,800 人と見積もっていますが、団体の納入率制度を廃止すると会員の人数は少なく見積もって 1,000 人程度になると予想されます。

そこで年 500 円では賄いきれないため、徴収額を年 1,000 円（現在と同じ）とします。

収入としてはサービス利用費	1,000 円×1,000 人	=	100 万
新歓参加費	5,000 円×120 団体	=	60 万
			計 160 万

これでは還元費（黒字分）が 10 万程度（αがある年は-50 ~ -100 万程度）となり、団体支援金の制度は維持できない（維持しても各団体の上限額が 2,000 円程度となる）ため、常任委員会としては次の 2 案を考えています。

- (1) 団体登録条件の納入率制度を導入することで、会員を現在と同程度にし支援金制度を存続させる（現在とほとんど同じ管理制度） という案
- (2) 納入率制度を廃止し、団体支援金も廃止する という案

昨年の団体支援金に関するアンケートで「支援金を存続させて欲しい」という声があった一方「納入率制度を無くしてもらえるのはありがたい」という声もあり、両方を取ることができなくなってしまったためこの 2 案を提案しました。学生大会での議決にて決めたいと思います。

なお、納入率や支援金制度以外に関しては後期学生大会で提議した方針を予定しております。

②ロッカーに関して

活動変更の際し、移行する年の前期のみロッカー利用の停止を考えています。

理由は以下のとおりです。

- ・活動変更によって退会者が多く出ることが予想される。現状の制度では退会後にロッカーを使い続けるか否かは 1 つ 1 つ確認していくしかなく、退会者が多く出では対応しきれない。
- ・ロッカーのフック部の製造が中止していて、いつかは買い換えなければならない。買い換えるとなると作業のため半年間ロッカー利用を停止せざるを得ない。それを移行の年に当てたいため

③団体支援サービスに関して（①にて②が適応された場合）

「もし支援金制度が無くなったら」ということを考えた際、現状では登録団体は「新歓参加のためだけにサークルポイントを稼ぐ」ようになってしまい、また新歓参加条件を満たしてしまうと会議等に出席しなくてもよくなってしまいます。

そこで（もし支援金制度が廃止された場合）支援金に変わる新しい案を以下のように提案します。

・団体用ロッカーを設立する。

具体的にはロッカー買い替え時に 11 号館に縦長の（ラケットなどが入るくらいの）ロッカーを購入・設置し、昨年度のサークルポイントに応じて団体に振り分ける。

（例えば 昨年度のサークルポイントが 100 点以上の団体には 1 つ、120 点の団体にはもう 1 つ配分 といった制度）

④サークルポイントに関して

2019 年度団体登録規約では「サークルポイントが次年度の団体支援に影響する」という文言がないため、現状 2020 年度の移行ができません。そこでそのような文言を付け加える改正案を 2019 年度のいずれかの代表者会議にて採決したいと思います。

⑤移行に関して

移行に関しては次の流れを予定しています。

年・月	徴収方法	団体支援	返金	ロッカー	その他
2019年 6月		2019年度団体登録規約に「サークルポイントが次年度の団体支援に影響する」旨を追加			改善案を決議
↓			/	現行	ロッカーの買い換えの予算やスケジュールを学校側と検討
2020年 2月	現行	サークルポイントが次年度支援金に影響		利用停止	
↓				買い替え等作業	
4月	移行 (新歓参加費は徴収しない)	移行			
↓			返金対応開始		
8月	↓	↓		利用開始	
9月			↓	↓	
2021年 4月	新歓参加費徴収開始				

※ロッカーの買い換えに関して学校側の都合がつかない場合は、移行が後倒しになる可能性もあり得る。

⑥返金に関して

返金額に関しては、サービス継続者は「入会費 1,000 円」。

退会者は「入会費 1,000 円」+「年会費として 残りの年度数(移行年度を含む)×1,000 円」

時期は移行した年の夏休みを予定しています。

具体的方法（案）としましては、指定の日時（1日のみでなく複数日）に、退会者は 211 教室にて退会手続きと返金。サービス継続者は 212 教室にて返金を行います。

※返金方法はあくまで（案）です。変更する可能性がございます。

⑦学友会規約改定に関して

上記の活動改革案が承認された場合、学友会員制廃止等に伴い学友会規約に変更が生じます。改革後の活動内容に沿った内容の規約改定案を別資料にてご用意いたしました。

活動改定案が承認された場合は続いて規約改定案の議事に移ります。

⑧以上を踏まえて、前期学生大会で採決すること

前期学生大会では次の順で採決を行います。

(1)学友会活動改革に関して、次のどちらの方針で進めて行くか

- ・団体登録条件の納入率制度を存続させ、団体支援金制度を維持する
- ・団体登録条件の納入率制度を廃止し、団体支援金制度も廃止する

※納入率制度,支援金制度以外はどちらも、後期学生大会資料及び本資料で記載された方針で活動変更をする。

(2)学友会規約の改定

⑨意見の募集に関して

改革案を学生大会で採決するにあたり、常任委員外部からのご意見・ご要望を募集したいと思います。ただしご意見・ご要望をいただいた場合は内部で話し合う必要があり、学生大会当日に意見を出されますと次期学生大会まで採決を延長せざるを得なくなる可能性がございます。

そのため学生大会当日の発言は改正案に関する質問を主としていただき、意見に關しましては6月13日(木)23:59までにいただけると幸いです。当日そのご意見・ご要望を踏まえた上での改正案を提示いたします。

なお、6月4日(火)18:30～及び6月6日(木)21:30～の「第二回団体代表者会議」にて本案件の説明を行います。今回に限り団体関係者以外の方の出席を認めますので、興味のあるからはお越してください。本案件の説明はそれぞれ6月4日(火)19:00頃、及び6月6日(木)22:00頃から始める予定ですので団体関係者以外の方はその時間を目安にお越してください。

ご意見・ご要望は第二回団体代表者会議にてお伝えいただくか、以下のアドレスにご連絡をお願いいたします。

学友会メールアドレス stdass@ed.tus.ac.jp

※全てのご意見・ご要望が適応されるわけではありません。あらかじめご了承ください。

※6月13日(木)23:59以降に承ったご意見・ご要望は内部で検討する時間が十分でない関係で、改革案に適応されない可能性がございます。